

許可番号 第08310039642号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市佐伯区石内上一丁目5番1号

氏 名 リジョー株式会社

代表取締役 藤 井 巖

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 7 年 2 月 10 日

許可の有効期限 令和 11 年 12 月 23 日

### 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(あり)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1)積替え又は保管を行う場所及び面積並びに産業廃棄物の種類

岡山市南区新保687番26の一部(面積:47.5㎡)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2)保管上限及び積み上げることのできる高さ

10㎡(容器保管)

### 3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市南区新保687番26の一部(面積:47.5㎡)

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年12月24日 新規許可

平成29年11月21日 許可証書換え(水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化)

令和 2年 2月26日 更新許可

令和 7年 1月28日 許可証書換え(積替え保管面積の縮小及び保管上限の変更)

令和 7年 2月10日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用及び他の物の使用は無効とする。

リ ジ ョ ー 株 式 会 社

令和 6 年 12 月 3 日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定  
により許可します。

令和 7 年 2 月 10 日

岡山市長 大 森 雅 夫



1. 許可の種類 更新許可
2. 許可の番号 第 0 8 3 1 0 0 3 9 6 4 2 号
3. 許可の有効期間 令和 7 年 2 月 10 日から 令和 11 年 12 月 23 日
4. 許可の条件  
積替え又は保管を行う場所及び面積  
岡山市南区新保687番26の一部(面積:47.5㎡)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。この場合は、岡山市を被告として(訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長)、提起することとなります。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用及び他の物の使用は無効とする。